中小企業とともに歩む身近なパートナー
新潟県信用保証協会

保証にいがた

HOSHO NIIGATA

2020 4
vol.599

株式会社寺山クリーニング
代表取締役 寺山 淳 氏　他社員の皆さん

- shimpoに聞いてみよう!「事業承継特別保証制度」
- 感じるにいがた「株式会社寺山クリーニング」
- 令和２年新型コロナウイルス感染症に関する危機関連保証の取扱いを開始しました　他

保証にいがた HOSHO NIIGATA
2020.4 vol.599

目 次 CONTENTS

01 shimpoに聞いてみよう!
■事業承継特別保証制度

02 感じるにいがた
■株式会社寺山クリーニング

04 今月のお知らせ
■令和２年新型コロナウイルス感染症に関する危機関連保証の取扱いを開始しました
■新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定について
■新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)新型コロナウイルス感染症要件の拡大等について
■新潟市経営支援特別融資(新型コロナ対策枠)要件の追加について
■「旅行業」に係る中小企業者要件の変更について
■事業承継特別保証制度の取扱いについて
■「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う対応について
■信用保証委託契約書等の変更について
■「古物営業法の一部を改正する法律」施行に伴う古物営業許可の確認について
■「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」にかかる費用負担補助事業の取扱い終了について
■「江戸･TOKYO　技とテクノの融合展2020」中止のお知らせ
■本店並びに長岡支店事務所の住所等について

14 保証概況(令和２年２月)
■業務実績
■統計資料

20 CLOSE UP!
■「事業承継特別保証制度」について内部説明会を開催しました
■新本店事務所の駐車場について

ホームページでアニメ動画配信中!
新潟　信用保証　検　索
http://www.niigata-cgc.or.jp

『保証にいがた』をご覧いただくにあたってのご注意
◆本冊子では「中小企業･小規模事業者」を、「中小企業等」と表記しております。
◆統計資料の金額、構成比の合計は端数調整により符合しない場合があります。
なお、ご不明な点などございましたら、企画総務部経営企画課までご照会ください。

信用保証をご利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません!
新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは
▶ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
▶ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
▶ 暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
▶ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みにあたっては、申込人及び保証人の方から反社会的勢力に該当しないこと、又はそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約する旨の書類の提出をお願いいたします。

shimpoに聞いてみよう！

第66回

「shimpo」には、信用保証協会の愛称である「シンポ」と、中小企業の皆さまと共に「進歩」していきたいという思いが込められています。

事業承継特別保証制度

このコーナーでは、信用保証制度や当協会の取組を、職員がわかりやすく説明します。今回は、「事業承継特別保証制度」について、本店営業部保証第一課の長谷川主査に聞きました。長谷川さん、お願いします。

4月1日から全国統一の保証制度として、事業承継時に経営者保証を不要とする「事業承継特別保証制度」が創設され、申込受付が開始となりました。

本店営業部 保証第一課

長谷川（はせがわ）主査

休日はラーメンを食べに出掛けることが多いです。新潟5大ラーメンだけでは飽き足らず、佐渡や上越といった県内各地のラーメンを食べ歩いてきました。ラーメンを食べながら、新潟の歴史や文化が受け継がれてきたことを感じています。

保証協会では、事業承継特別保証の他にも、様々な保証制度を揃えています。私自身も、お客様の事業継続・承継に貢献できるよう努めていきます。

どのような経緯で出来た保証制度ですか？

経営者の高齢化が深刻さを増す中、企業数の減少が続いています。事業としては上手く回っているのに、経営者が提供している個人保証を引き継ぐことが後継者の負担となり、事業承継が円滑に進まない要因の一つと考えられています。

この問題を解消する一つの方策として、創設した保証制度です。

「事業承継特別保証制度」にはどんな特徴がありますか？

大きく3つあります。

- 新旧いずれの経営者保証も必要ありません
- 経営者保証ありの既存の借入金（プロパー含む）についても、借り換えが可能です
- 経営者保証コーディネーター※による確認を受けた場合は、保証料率が大幅に軽減されます

※経営者保証コーディネーター…経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う方（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する専門家です。

詳しい制度概要については、P7をご覧ください。

これまでにない保証制度ですね

はい。4つの財務要件がありますが、事業承継を予定している法人のお客様は、是非一度、制度の内容をご確認いただきたいと思います。

金融機関や関係機関と連携しながら、地域経済の持続的な発展のために事業承継を後押ししてまいりたいと思います。

感じるにいがた

Vol.77

「感じるにいがた」とは

新潟の商業や産業の活性化を目的とし、中小企業の皆さまへビジネスヒントや経営に役立つ情報を提供します。

株式会社寺山クリーニング

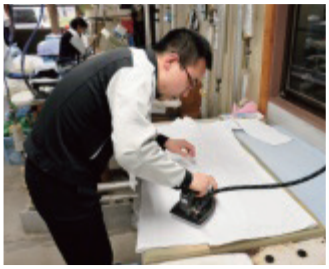

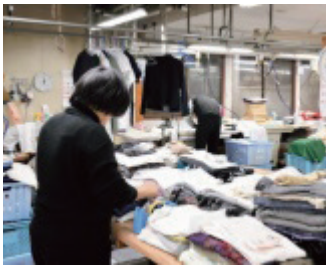

会社概要

所在地：新潟市中央区白山浦2-659
創業：昭和元年
業務内容：一般・法人クリーニング、病院・介護用製品の洗濯

昭和から令和まで長い歴史を歩み、丁寧な手仕上げクリーニングが好評の寺山クリーニング。障がい者雇用も積極的で、新潟市障がい者雇用認定企業・みつばちに登録されている。社員の5割強の割合を占めており、いきいきと働いている。

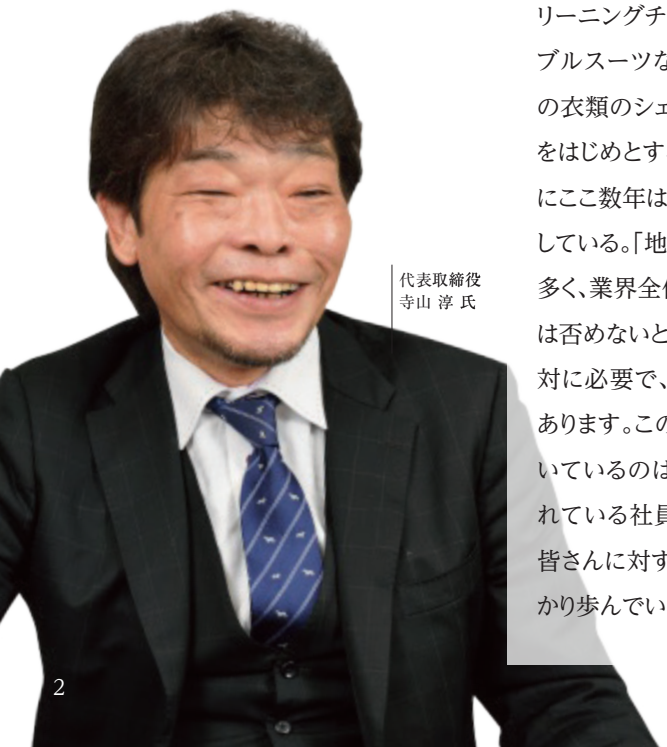

代表取締役
寺山 淳 氏

地域に根ざした企業として必要とされる存在に

昭和元年の創業から約90年の歩みがあり、現在は3代目の寺山淳社長が経営を担っている寺山クリーニング。「初代の祖父は終戦後にはGHQの事務所の洗濯物を預かったり、第一次ベビーブームのころには貸おむつ業を始めたという話を聞いています。肺結核が不治の病だったころには、いち早く病院のリネン類も扱っていたそうです」。

現在は、丁寧な手仕上げのクリーニングを行っている新潟市中央区白山浦にある本店のほか、新潟市東区に2つの工場を持ち、約50人の社員を抱えている。安価なクリーニングチェーン店の進出や、ウォッシャブルスーツなどの登場によって一般家庭の衣類のシェアは減っているが、医療関係をはじめとする業者からの依頼は増加。特にここ数年は、美容業界からの仕事が急増している。「地域では仕事をたたむ同業者も多く、業界全体として見ると先細りという感は否めないと思います。しかし、一方では絶対に必要で、無くなることはない仕事でもあります。この地で長年仕事させていただいているのは地域の方々、そして働いてくれている社員がいてくれるからこそ。その皆さんに対する責任として、これからもしっかり歩んでいかなければと思っています」。

業務の中で注意を払っているのは、火災や事故への対策。また、工場に導入している、リネン類などを扱うオートメーション機械も作業事故に充分に注意をしなければならないそうだ。「事故が起きる場合の多くの原因はヒューマンエラー。社員を守るためにも、そうしたミスは絶対に防ぎたいという思いで対策を取っています」。

障がい者雇用を始めて60年 お互いが思い合い、共に歩む

同社では祖父の代から障がい者を雇用していて、60年近く続いている。現在、社員のうち障がいを持っている人の割合は5割強。新潟市障がい者雇用認定企業・みつばちにも登録されている。「病院の仕事をするなかで縁があり、受け入れたことがきっかけだったと聞いています。クリーニング業は障がいを持っていても出来る作業がいろいろあります。道具や機械は使い方を分かりやすく、安全な環境を整え、個々の力に合わせた仕事内容で働いてもらっています」。

以前はトラブルがあっても相談先がなくて困ったというが、最近は障がい者雇用をしている会社同士がつながるネットワークも構築されてきた。「同じ悩みを持つ企業同士で相談し合えるようになってきました。

当社だけでは雇用はわずかですが、情報を発信し、少しでも障がい者雇用の広がりの役に立てればと思っています」。

障がい者職業生活相談員の顔も持つ寺山社長がこれからのテーマだと語るのは、高齢になってきた障がい者社員の今後の生活をどう支えることができるのかということ。「高齢になって、両親が亡くなってしまったとき、仕事があっても、彼らが自立して生活をする場がないんです。プライベートな部分までは会社は介入できませんが、どういう形が彼らにとってベストになるのだろうかと日々考えています」。

寺山社長が繰り返し口にしていたのは「社員に対する責任がある」という言葉。社員には「働きたいうちは働いてほしい」と、77歳の社員もいる。そこに祖父の代から受け継がれてきた、社会貢献と社員への温かく強い思いが見えてくる。

Pick UP

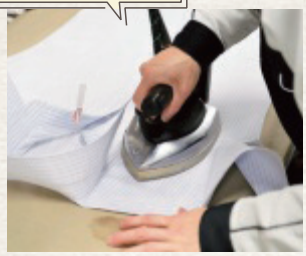

社会的に障がい者雇用の呼びかけが盛んにはなり、雇用する企業も増えてきましたが、まだまだ少ないと感じます。障がいを持っている子のなかには、ひとつのことを丁寧に根気強くやり続けることができる子も多いです。今年はパラリンピックも開催され、新潟の選手が出場する可能性もあります。県内企業の皆さんにも、ぜひ彼らの存在に注目していただき、障がい者雇用について考え、積極的な雇用をしていただきたいと思います。

ビジネスポリシー 3ヵ条

1. 社員とその家族のことを常に考える
2. 協力企業とその家族、地域のことを常に考える
3. 現在顧客と未来顧客のことを常に考える

わが社のこだわり

職人仕上げはひと味違う! 品質を求めるお客様のために。

白山浦にある本店では、熟練職人による手仕上げのクリーニングを続けています。シャツのアイロンがけも機械化が進むなか、その仕上がりの品質に満足せず、少し高くても当店に依頼していただけるお客様がいらっしゃいます。なかには祖父の代から、何十年にもわたってのお付き合いをいただいているお客様もいてくださる。全体のなかで見ると、その売上金額は微々たるものですが、当社にとっては数字以上に貴重な部門です。これからも職人が一枚一枚、それぞれの汚れに合った洗いをして美しく仕上げ、お客様にお届けしていきます。

ワイシャツは気持ちがいい鮮やかな白にクリーニング。細かいところまで丁寧にしわをすっきりと伸ばし、着心地を追求する上質な手仕上げをしている。

未来への視点

いずれは工場をひとつにまとめ 効率的な環境で事業継続を目指す

現在、本店と工場合わせて拠点が3ヵ所ありますが、私の目が届かないというのがデメリットです。仕事量もそろそろ工場のキャパを超えそうになってきたという状況もあることから、いずれは工場をひとつにして、効率的にしていきたいと考えています。自分が54歳になり、この先を考える時期になりましたが、幸いなことに、息子が将来的には会社に入ってくれそうです。働いてくれている人への責任もあるので、大きな成長はないまでも、しっかり事業を継続できるよう、取り組んでいきたいと思っています。

令和2年新型コロナウイルス感染症に関する危機関連保証の取扱いを開始しました

令和２年３月13日付、令和２年新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として「危機関連保証」が発動されました。

本制度は、保証対象業種を営む中小企業者を対象に、融資額の100％を保証する制度で、一般保証（２億８千万円）やセーフティネット保証（２億８千万円）とは別枠（２億８千万円）でご利用いただけます。(注)

協会としては、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、適切、迅速かつ柔軟な対応に努めてまいります。

（注）合算での上限がございます。下表をご参照ください。

【主な制度概要】

対象者	売上高や販売数量が減少する等、経営の安定に支障が生じていることについて、市町村長の認定を受けた中小企業者 （認定基準） ・金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ・原則として、最近１か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して15％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して15％以上減少することが見込まれる方
保証限度額	通常の保証と別枠で最大２億８千万円 ※セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災・危機関連保証の対象となった災害に限る）、東日本大震災復興緊急保証と合わせて５億６千万円まで
保証期間	10年以内　（据置２年以内）
責任共有	責任共有対象外
保証料率	0.8％
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません
その他	・市町村長からの認定書（有効期限：認定日から起算して30日）が必要になります。 ・危機指定期間中（令和２年２月１日から令和３年１月31日）に貸付実行する必要があります。 （※）危機指定期間内に保証承諾しても、指定期間内に貸付実行がされなければ、危機関連保証とはなりませんのでご注意ください。 ・取扱金融機関はモニタリングを実施し、保証協会に報告してください。

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定について

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、同感染症が「災害その他の突発的事由」に指定されるとともに新潟県が指定地域となりました。

本影響により売上高等が減少している中小企業者の方は、一般枠とは別枠で融資額の100％を保証するセーフティネット保証４号をご利用いただけます。

【指定期間】　令和２年２月18日～令和２年６月１日

【対象企業認定基準】

1．指定地域において、１年間以上継続して事業を行っている方

2．災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として１か月の売上高等が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期に比べ20％以上減少することが見込まれる方

※市町村長の認定が必要となります。詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。

新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)新型コロナウイルス感染症要件の拡大等について

【新型コロナウイルス感染症対策特別融資の拡大について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、損害等が生じている中小企業者等の資金繰りを支援するため、令和２年３月23日付けで、新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）の融資対象要件が追加されております。

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰り等に支障をきたすおそれのある中小企業者等
資金使途	運転資金
融資限度額	5,000万円（別枠）
融資期間	10年以内（据置３年以内）
利率（年率）	３年以内　1.15%　３年超 ５年以内　1.35% ５年超 ７年以内　1.55%　７年超10年以内　1.75%
取扱期間	令和２年３月23日から令和３年３月31日まで (注)令和３年３月31日までに融資実行することが必要です。

【県制度融資の元金返済６か月間の猶予について】

県制度融資の既存借入（売掛債権活用資金・短期事業資金・地方産業育成資金を除く）について、令和３年３月31日までの間、次の要件に該当する中小企業者等からの申出により、返済開始後の元金返済について、最長６か月の猶予が可能となりました。

【対象要件】　最近１か月又は３か月間の売上高等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期に比し、同じか又は減少している方

【取扱開始日】　令和２年３月23日

新潟市経営支援特別融資（新型コロナ対策枠）要件の追加について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響を受けた中小企業者等を支援するため、令和２年２月28日付けで、新潟市経営支援特別融資（新型コロナ対策枠）の融資対象要件が追加されております。

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する方 ・最近１か月間の生産額又は売上高が、前年同月と比較して３％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の生産額又は売上高が、前年同期と比較して３％以上減少することが見込まれる方 ・最近１か月間の生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同月と比較して10%以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の生産額又は売上高が、過去10年のいずれかの同期と比較して10%以減少することが見込まれる方
資金使途	運転資金
融資限度額	3,000万円以内（別枠）
融資期間	10年以内（据置２年以内）
利率（年率）	５年以内　保証協会付：年1.50％　その他：年2.00％ ５年超　保証協会付：年1.70％　その他：年2.20％
信用保証料補給割合	300万円以内　100% 300万円超～1,000万円以内　50%
取扱金融機関	第四銀行、北越銀行、大光銀行、秋田銀行、きらやか銀行、東邦銀行、北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟縣信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三菱ＵＦＪ銀行、みずほ銀行、ＪＡバンク新潟県信連、商工組合中央金庫
取扱期間	令和２年２月28日から令和２年12月末日（予定）まで

「旅行業」に係る中小企業者要件の変更について

「旅行業」については、中小企業信用保険法上「サービス業」として中小企業者要件を判定しておりますが、令和２年３月５日以降の保証申込受付分からは、中小企業庁における他の中小企業施策に係る運用と同様に「製造業等」と同様の基準にて判定することとなりました。

【企業規模の要件変更（旅行業）】

①中小企業者

変更後		変更前	
資本金	従業員	資本金	従業員
３億円以下	300人以下	5,000万円以下	100人以下

②小規模企業者

変更後	変更前
従業員20人以下	従業員５人以下

～事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ～
事業承継特別保証制度の取扱いについて

中小企業者の円滑な事業承継を後押しするため、令和２年４月１日から「事業承継特別保証制度」の申込受付を開始しました。

【主な制度概要】

資格要件	次の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者 （1）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 （2）令和２年１月１日から令和７年３月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの （3）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（注）が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと （注）ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率 ＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
申込方法	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関経由に限ります
保証限度額	２億8,000万円（組合等の場合は４億8,000万円）
保証割合	責任共有対象
対象資金	事業資金（既存のプロパー借入金（個人保証あり）の借り換えも可能です） ※ただし、借換は事業承継前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限ります。
保証期間	一括返済の場合　１年以内 分割返済の場合　10年以内（据置１年以内）
信用保証料率	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合　0.20%～1.15% 経営者保証コーディネーターの確認を受けていない場合　0.45%～1.90%
保証人	徴求しません
担保	必要に応じて徴求します
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
貸付金利	金融機関所定利率
必要書類	事業承継計画書、財務要件等確認書などが必要となります。 ※お申込み内容によって、必要書類が異なりますので事前にご確認ください。

・詳細については、各営業店窓口にお問い合わせください。

・なお、審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

経営者保証コーディネーターとは

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う方（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する専門家です。

「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う対応について

1．保証意思宣明公正証書の作成、徴求について

事業性貸金債務について、個人が連帯保証人となる場合には、保証意思宣明公正証書（以下、「公正証書」という。）が必要となります。公正証書が必要にもかかわらず、その作成なしに保証承諾した場合、連帯保証契約は無効となりますのでご注意ください。

ただし、次に該当する場合は公正証書の作成は不要とされています。

▶ 委託者が法人の場合

・委託者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

・委託者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等

▶ 委託者が個人の場合

・委託者と共同して事業を行う者

・委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

また、連帯保証人として公正証書を作成する方の理解の一助となるよう、その作成手続や具体的な口授内容をまとめた案内チラシを作成しました。公正証書を作成する連帯保証人の方にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、本チラシは、あくまで口授内容の正確性を担保するためや記憶喚起のための補助的な資料ですので、使用にあたってはご注意ください。

【保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明チラシ】

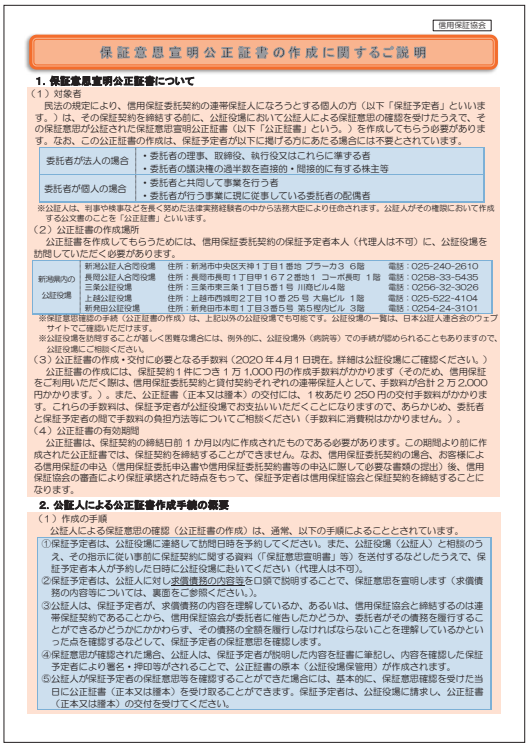

信用保証協会

保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明

1. 保証意思宣明公正証書について

（1）対象者

民法の規定により、信用保証委託契約の連帯保証人になろうとする個人の方（以下「保証予定者」といいます。）は、その保証契約を締結する前に、公証役場において公証人による保証意思の確認を受けたうえで、その保証意思が公証された保証意思宣明公正証書（以下「公正証書」という。）を作成してもらう必要があります。なお、この公正証書の作成は、保証予定者が以下に掲げる方にあたる場合には不要とされています。

委託者が法人の場合	・委託者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 ・委託者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等
委託者が個人の場合	・委託者と共同して事業を行う者 ・委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

※公証人は、判事や検事などを長く努めた法律実務経験者の中から法務大臣により任命されます。公証人がその権限において作成する公文書のことを「公正証書」といいます。

（2）公正証書の作成場所

公正証書を作成してもらうためには、信用保証委託契約の保証予定者本人（代理人は不可）に、公証役場を訪問していただく必要があります。

新潟県内の公証役場	新潟公証人合同役場	住所：新潟市中央区天神１丁目１番地 プラーカ３ 6階	電話：025-240-2610
	長岡公証人合同役場	住所：長岡市長町１丁目甲１６７２番地１ コーポ長町 1階	電話：0258-33-5435
	三条公証役場	住所：三条市東三条１丁目５番１号 川徳ビル４階	電話：0256-32-3026
	上越公証役場	住所：上越市西城町２丁目１０番２５号 大島ビル 1階	電話：025-522-4104
	新発田公証役場	住所：新発田市本町１丁目３番５号 第５相内ビル 3階	電話：0254-24-3101

※保証意思確認の手続（公正証書の作成）は、上記以外の公証役場でも可能です。公証役場の一覧は、日本公証人連合会のウェブサイトでご確認いただけます。

※公証役場を訪問することが難しく困難な場合には、例外的に、公証役場外（病院等）での手続が認められることもありますので、公証役場にご相談ください。

（3）公正証書の作成・交付に必要となる手数料（2020年4月1日現在。詳細は公証役場にご確認ください。）

公正証書の作成には、保証契約１件につき１万1,000円の作成手数料がかかります（そのため、信用保証をご利用いただく際は、信用保証委託契約と貸付契約それぞれの連帯保証人として、手数料が合計２万2,000円かかります。）。また、公正証書（正本又は謄本）の交付には、１枚あたり250円の交付手数料がかかります。これらの手数料は、保証予定者が公証役場でお支払いいただくことになりますので、あらかじめ、委託者と保証予定者の間で手数料の負担方法等についてご相談ください（手数料に消費税はかかりません。）。

（4）公正証書の有効期間

公正証書は、保証契約の締結日前１か月以内に作成されたものである必要があります。この期間より前に作成された公正証書では、保証契約を締結することができません。なお、信用保証委託契約の場合、お客様による信用保証の申込（信用保証委託申込書や信用保証委託契約書等の申込に際して必要な書類の提出）後、信用保証協会の審査により保証承諾された時点をもって、保証予定者は信用保証協会と保証契約を締結することになります。

2. 公証人による公正証書作成手続の概要

（1）作成の手順

公証人による保証意思の確認（公正証書の作成）は、通常、以下の手順によることとされています。

①保証予定者は、公証役場に連絡して訪問日時を予約してください。また、公証役場（公証人）と相談のうえ、その指示に従い事前に保証契約に関する資料（「保証意思宣明書」等）を送付するなどしたうえで、保証予定者本人が予約した日時に公証役場においてください（代理人は不可）。

②保証予定者は、公証人に対し求債務の内容等を口頭で説明することで、保証意思を宣明します（求債務の内容等については、裏面をご参照ください。）。

③公証人は、保証予定者が、求債務の内容を理解しているか、あるいは、信用保証協会と締結するのは連帯保証契約であることから、信用保証協会が委託者に催告したかどうか、委託者がその債務を履行することができるかどうかにかかわらず、その債務の全額を履行しなければならないことを理解しているかといった点を確認するなどして、保証予定者の保証意思を確認します。

④保証意思が確認された場合、公証人は、保証予定者が説明した内容を証書に筆記し、内容を確認した保証予定者により署名・押印等がされることで、公正証書の原本（公証役場保管用）が作成されます。

⑤公証人が保証予定者の保証意思等を確認することができた場合には、基本的に、保証意思確認を受けた当日に公正証書（正本又は謄本）を受け取ることができます。保証予定者は、公証役場に請求し、公正証書（正本又は謄本）の交付を受けてください。

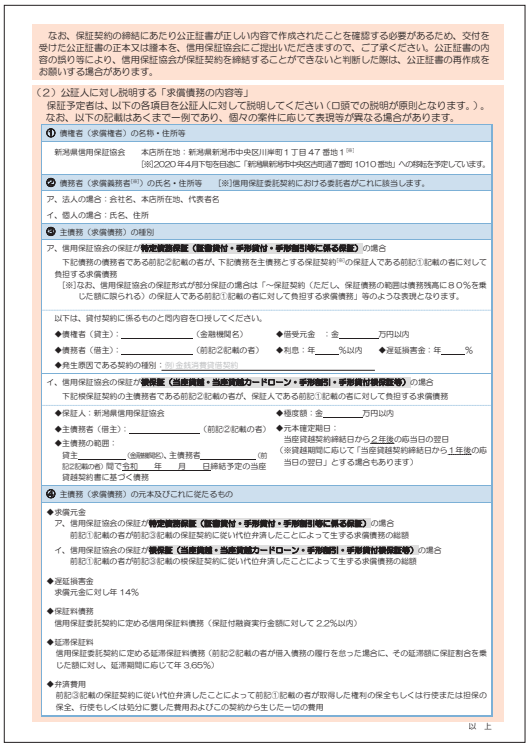

なお、保証契約の締結にあたり公正証書が正しい内容で作成されたことを確認する必要があるため、交付を受けた公正証書の正本又は謄本を、信用保証協会にご提出いただきますので、ご了承ください。公正証書の内容の誤り等により、信用保証協会が保証契約を締結することができないと判断した際は、公正証書の再作成をお願いする場合があります。

（2）公証人に対し説明する「求債務の内容等」

保証予定者は、以下の各項目を公証人に対して説明してください（口頭での説明が原則となります。）。なお、以下の記載はあくまで一例であり、個々の案件に応じて表現等が異なる場合があります。

① 債権者（求債権者）の名称・住所等

新潟県信用保証協会　本店所在地：新潟県新潟市中央区川岸町１丁目47番地１[※]

[※]2020年4月下旬を目途に「新潟県新潟市中央区古町通７番町1010番地」への移転を予定しています。

② 債務者（求債義務者[※1]）の氏名・住所等　[※]信用保証委託契約における委託者がこれに該当します。

ア、法人の場合：会社名、本店所在地、代表者名

イ、個人の場合：氏名、住所

③ 主債務（求債債務）の種別

ア、信用保証協会の保証が**特定貸款保証（証書貸付・手形貸付・手形割引等に係る保証）**の場合

下記債務の債務者である前記②記載の者が、下記債務を主債務とする保証契約[※2]の保証人である前記①記載の者に対して負担する求債債務

[※1]なお、信用保証協会の保証形式が部分保証の場合は「一保証契約（ただし、保証債務の範囲は債務残高に８０％を乗じた額に限られる）の保証人である前記①記載の者に対して負担する求債債務」等のような表現となります。

以下は、貸付契約に係るものと同内容を口授してください。

◆債権者（貸主）：＿＿＿＿＿＿（金融機関名）　◆借受元金　：金＿＿＿＿万円以内

◆債務者（借主）：＿＿＿＿＿＿（前記②記載の者）　◆利息：年＿＿＿％以内　◆遅延損害金：年＿＿＿％

◆発生原因である契約の種別：消費金銭消費貸借契約

イ、信用保証協会の保証が**根保証（当座貸越・当座貸越カードローン・手形割引・手形貸付根保証等）**の場合

下記根保証契約の主債務者である前記②記載の者が、保証人である前記①記載の者に対して負担する求債債務

◆保証人：新潟県信用保証協会　◆極度額：金＿＿＿＿万円以内

◆主債務者（借主）：＿＿＿＿＿＿（前記②記載の者）　◆元本確定期日：当座貸越契約締結日から２年後の応当日の翌日（※貸越期間に応じて「当座貸越契約締結日から１年後の応当日の翌日」とする場合もあります）

◆主債務の範囲：

貸主＿＿＿＿（金融機関名）、主債務者＿＿＿＿（前記②記載の者）間で令和　年　月　日締結予定の当座貸越契約書に基づく債務

④ 主債務（求債債務）の元本及びこれに従たるもの

◆求債元金

ア、信用保証協会の保証が**特定貸款保証（証書貸付・手形貸付・手形割引等に係る保証）**の場合

前記①記載の者が前記③記載の保証契約に従い代位弁済したことによって生ずる求債債務の総額

イ、信用保証協会の保証が**根保証（当座貸越・当座貸越カードローン・手形割引・手形貸付根保証等）**の場合

前記①記載の者が前記③記載の根保証契約に従い代位弁済したことによって生ずる求債債務の総額

◆遅延損害金

求債元金に対し年 14%

◆保証料債務

信用保証委託契約に定める信用保証料債務（保証付融資実行金額に対して 2.2%以内）

◆延滞保証料

信用保証委託契約に定める延滞保証料債務（前記②記載の者が借入債務の履行を怠った場合に、その延滞額に保証割合を乗じた額に対し、延滞期間に応じて年 3.65%）

◆弁済費用

前記③記載の保証契約に従い代位弁済したことによって前記①記載の者が取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用

以　上

2.「生活衛生関係(注)の事業並びに酒類販売業及び酒類製造業」以外の事業を行う個人企業で、借入人と許可等名義人が異なる場合について

基本的には、借入人名義で許可等を取得し直す必要がありますが、許可等名義人が借入人と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族であり、かつ、借入人と許可等名義人が連名で署名した宣誓書を徴求する場合は、異なっていても差し支えありません。

（注）食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業及び浴場業に限ります。

宣誓書の徴求における留意点

【当座貸越等の根保証時】

新規保証（継続新規含む）時に徴求すれば、更新時は不要です。

ただし、2020年３月31日以前に新規で保証をしたものについては、2020年４月１日以降の最初の更新時に必要となります。

なお、許可等名義人を連帯保証人に徴求している場合であっても、宣誓書の徴求が必要となります。

【共同事業者（借入人と共同して事業を行う者）】

基本的には「事業者」となりますので、連帯債務者とする必要があります。宣誓書上の「申込人名義で許可等を取り直していない理由」が、「申込人と許可等の名義人が共同して事業経営を行っているため」である場合、そのことのみをもって当該許可等名義人を連帯債務者とはしませんが、各々が確定申告をしていたり、事業に関する契約を連名で行っていたりする場合は、当該許可等名義人を連帯債務者とする必要があります。

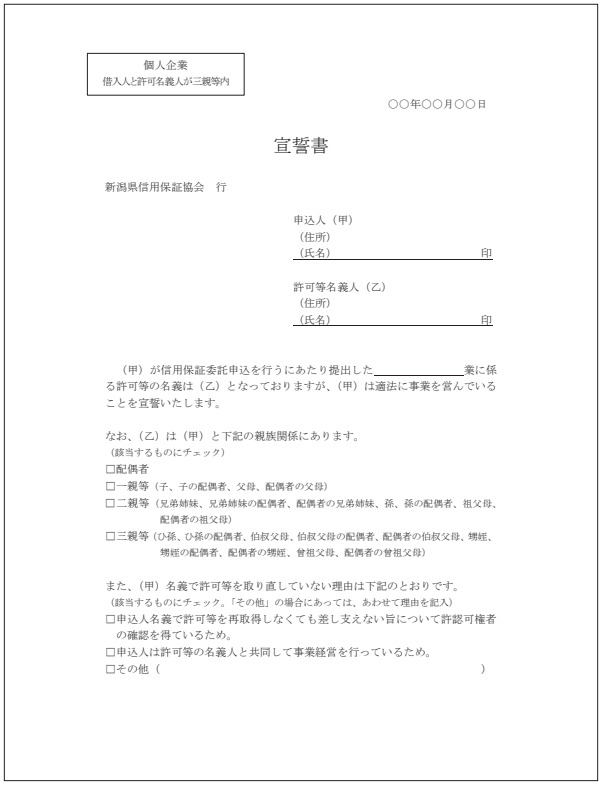

個人企業
借入人と許可名義人が三親等内

○○年○○月○○日

宣誓書

新潟県信用保証協会　行

申込人（甲）
（住所）
（氏名）　　印

許可等名義人（乙）
（住所）
（氏名）　　印

（甲）が信用保証委託申込を行うにあたり提出した＿＿＿＿＿＿業に係る許可等の名義は（乙）となっておりますが、（甲）は適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。

なお、（乙）は（甲）と下記の親族関係にあります。
（該当するものにチェック）
□配偶者
□一親等（子、子の配偶者、父母、配偶者の父母）
□二親等（兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、孫、孫の配偶者、祖父母、配偶者の祖父母）
□三親等（ひ孫、ひ孫の配偶者、伯叔父母、伯叔父母の配偶者、配偶者の伯叔父母、甥姪、甥姪の配偶者、配偶者の甥姪、曾祖父母、配偶者の曾祖父母）

また、（甲）名義で許可等を取り直していない理由は下記のとおりです。
（該当するものにチェック。「その他」の場合にあっては、あわせて理由を記入）
□申込人名義で許可等を再取得しなくても差し支えない旨について許認可権者の確認を得ているため。
□申込人は許可等の名義人と共同して事業経営を行っているため。
□その他（　　）

3．情報提供義務について

信用保証委託契約における保証を委託する際は、委託者は当該連帯保証人に対して法定事項に関する情報を提供しなければなりません。

このことについて、協会では信用保証委託契約書の第１条５項をもって確認いたしますので、金融機関におかれましては、お客様にご説明いただくようお願いいたします。

(委託者の情報提供項目)

・委託者の財産及び収支の状況
・当該信用保証委託契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務以外に委託者が負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
・委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

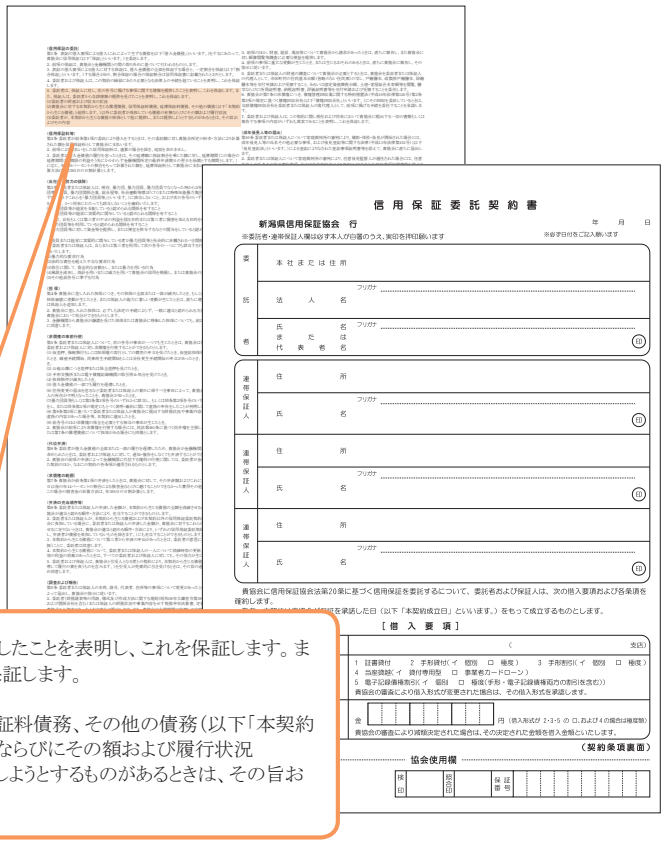

＼お客様へご説明下さい／

5. 委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。
(1)委託者の財産および収支の状況
(2)貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
(3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

信用保証委託契約書等の変更について

令和２年４月１日、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、同日以降からご使用いただく信用保証委託契約書等の書式が変更になりました。

引き続き、円滑な事務手続きにご協力いただきますようよろしくお願いします。

- 信用保証委託契約書
- 信用保証委託契約変更契約書
  - ・連帯保証人の加入
  - ・免責的債務引受
  - ・免責的債務引受（相続による承継用）
  - ・連帯保証人の加入及び脱退
  - ・免責的債務引受（現委託者連帯保証人加入用）
  - ・併存的債務引受
- 条件変更申込書

「古物営業法の一部を改正する法律」施行に伴う古物営業許可の確認について

令和２年４月１日、「古物営業法の一部を改正する法律」が施行され、古物営業の許可について許可単位の見直しが行われました。

改正法施行日以降も引き続き古物営業を営もうとする方は、令和２年３月31日までに主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出(※)を行う必要があり、届出を行わなかった場合は許可が失効しています。

この改正を踏まえ、古物営業許可の確認方法を次のとおり変更します。

（※）届出事項は、主たる営業所等の名称及び所在地。複数営業所等がある場合は、それらを含みます。

令和２年４月１日以降の確認について

▶ 改正後の古物営業法による許可（以下「新法許可」という。）を受けている方

→新法許可に係る許可証の確認を行います。

▶ 改正前の古物営業法による許可（以下、「旧法許可）という。）を受けている方のうち

● 一つの公安委員会のみから受けている方

届出(※)を行うことにより、旧法許可に係る許可証が新法許可に係る許可証とみなされるため、旧法許可に係る許可証の確認を行います。

● 二つ以上の公安委員会から受けている方

届出(※)を行ったのち、令和３年３月31日までに、新法許可に係る許可証の交付申請を行うこととなっているため、交付申請を行っていない方については「旧法許可」、交付申請を行った方については「新法許可」による許認可の確認を行います。

旧法許可に係る届出(※)を行ったことの確認方法について（お願い）

協会では、『信用保証委託申込書』の許認可等欄の宣誓文言をもって対応いたしますので、金融機関におかれましては、お客様に、この宣誓文言は「令和２年３月31日までに主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出を行い、改正前の古物営業法に基づき取得した許可証は引き続き有効である」を含めた文言であることをご説明いただくようお願いいたします。

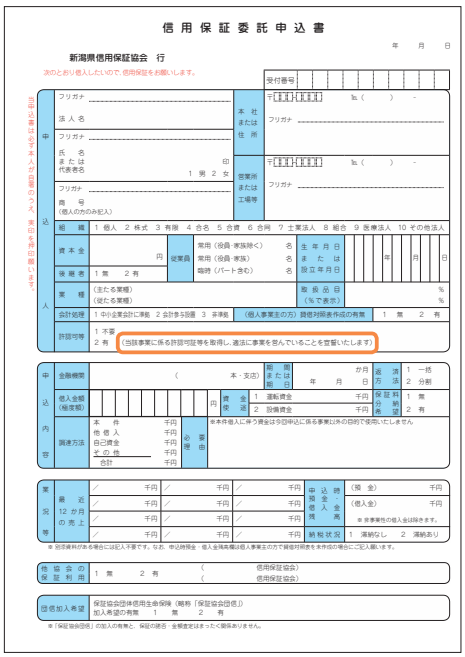
信用保証委託申込書

年　月　日

新潟県信用保証協会　行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

受付番号

当申込書は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。

申込人

フリガナ
法人名
フリガナ
氏名または代表者名　印　1 男 2 女
フリガナ
商号（個人の方のみ記入）

本社または住所　〒　℡（　）　フリガナ
営業所または工場等　〒　℡（　）　フリガナ

組織　1 個人　2 株式　3 有限　4 合名　5 合資　6 合同　7 士業法人　8 組合　9 医療法人　10 その他法人

資本金　円　従業員　常用（役員・家族除く）　名　常用（役員・家族）　名　臨時（パート含む）　名　生年月日または設立年月日　年　月　日

後継者　1 無　2 有

業種　（主たる業種）（従たる業種）　取扱品目（％で表示）　％　％

会計処理　1 中小企業会計に準拠　2 会計参与設置　3 非準拠　（個人事業主の方）賃借対照表作成の有無　1 無　2 有

許認可等　1 不要　2 有　（当該事業に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします）

申込内容

金融機関　（　本・支店）　期間または期日　年　月　日　か月　返済方法　1 一括　2 分割

借入金額（極度額）　円　資金使途　1 運転資金　千円　2 設備資金　千円　保証料分割納金　1 無　2 有

調達方法　本件　千円　他借入　千円　自己資金　千円　その他　千円　合計　千円　必要理由　※本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません

業況等

最近12か月の売上　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　／　千円　申込時預金・借入金残高　（預金）　千円　（借入金）　千円　※非事業性の借入金は除きます。

納税状況　1 滞納なし　2 滞納あり

※ 当法資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で賃借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他協会の保証利用　1 無　2 有　（　信用保証協会）（　信用保証協会）

団信加入希望　保証協会団体信用生命保険（略称「保証協会団信」）加入希望の有無　1 無　2 有

※「保証協会団信」の加入の有無と、保証の適否・金額査定はまったく関係ありません。

「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」にかかる費用負担補助事業の取扱い終了について

当協会では「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用した中小企業等が負担する計画策定費用について、費用補助を行っておりましたが、昨今の金融情勢等協会を取り巻く経営環境を踏まえ、令和２年３月31日をもって同事業にかかる費用補助の取扱いを終了しました。

（注）令和２年３月31日までに、新潟県経営改善支援センターに申請書類を提出・受付されたものは対象となります。

「江戸・TOKYO　技とテクノの融合展2020」中止のお知らせ

令和２年２月19日(水)開催予定の、東京信用保証協会主催「江戸・ＴＯＫＹＯ　技とテクノの融合展2020」につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

「江戸 TOKYO　技とテクノの融合展 2020」

～ビジネスフェア中止のお知らせ～

日頃より、東京信用保証協会主催「江戸 TOKYO　技とテクノの融合展 2020」(以下「ビジネスフェア」という。)の開催にご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、突然のお知らせで恐縮でございますが、来る２月 19 日(水)開催を予定しておりました標記ビジネスフェアにつきまして、今般、残念ながら中止を決定させていただきました。

現在、「新型コロナウイルス感染症」(以下「感染症」という)につきまして、これまで流行状況等の推移を慎重に見極めてまいりましたが、事態が刻々と変化しており、国内で初めて感染者の方がお亡くなりになった他、最近では感染経路がすぐには判明しない症例が複数確認されるなど、国内感染の拡大が報道されております。

当協会といたしましては、手指消毒液やマスク等の確保等感染症対策を行い、開催に向けて準備を進めてまいりましたが、感染症の有効な治療薬や対処法等先行きが見通せない中、出展者及び来場者の方々の健康や安全面を第一に考えさせていただいた結果、中止の判断をさせていただくに至りました。

突然の中止決定で大変ご迷惑をおかけいたしますが、本ビジネスフェアには毎年 1 万人以上の方々にご来場いただいており、感染リスクを十分に排除しきれない可能性があります。当協会といたしましては、このようなリスクを避けることが最優先であると判断したところです。

皆様のご理解をいただきます様に、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

令和２年２月 17 日

お問い合わせ先
東京信用保証協会　ビジネスフェア実行委員会事務局
TEL　03-3272-2070　ホームページ　https://www.yugoten.jp

本店並びに長岡支店事務所の住所等について

当協会の本店事務所及び長岡支店事務所を移転し、それぞれ新たな事務所で営業させていただきます。

移転に際しては、皆様には何かとご不便をおかけ致しますが、ご理解の程よろしくお願いします。

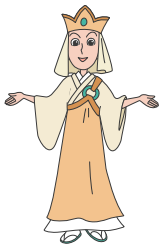

本　店

〒951－8640
新潟市中央区古町通７番町1010番地（古町ルフル７・８階）

検査指導室（営業開始日　4／30）…… TEL 025-210-5135　FAX 025-210-5160

【企画総務部】（営業開始日　4／27）

経営企画課	TEL 025-210-5132	FAX 025-210-5160
総務課	TEL 025-210-5131	FAX 025-210-5160
経理課	TEL 025-210-5133	FAX 025-210-5160
情報システム課	TEL 025-210-5134	FAX 025-210-5161

【保証推進部】（営業開始日　4／27）

保証総括課	TEL 025-210-5141	FAX 025-210-5170
保証審査課	TEL 025-210-5142	FAX 025-210-5170
企業支援課	TEL 025-210-5143	FAX 025-210-5170

【管理調整部】（営業開始日　4／27）

管理総括課	TEL 025-210-5144	FAX 025-210-5171
代位弁済課	TEL 025-210-5145	FAX 025-210-5171

【本店営業部】（営業開始日　4／30）

保証第一課	TEL 025-210-5151	FAX 025-210-5172
保証第二課	TEL 025-210-5152	FAX 025-210-5173
管理課	TEL 025-210-5153	FAX 025-210-5174

※本店移転準備室は、総務課の番号となります。

長岡支店

〒940－0071
長岡市表町３丁目１番地８（リナシエビル２・３階）

［営業開始日　5／7］

保証第一課	TEL 0258-35-5714	FAX 0258-35-6341
保証第二課	TEL 0258-35-5714	FAX 0258-35-6341
管理課	TEL 0258-35-5715	FAX 0258-35-5776

2月の保証概況

業務実績

（単位：千円、%）

区分	2月			当年度		
	件数	金額	前年同月比	件数	金額	前年同期比
保証申込	1,060	10,123,320	↓ 92.5	12,488	112,323,426	↓ 92.0
保証承諾	1,077	10,298,770	↓ 96.0	12,453	112,043,106	↓ 92.0
保証債務残高	−	−	−	45,048	334,405,431	↓ 95.2
代位弁済	65	535,939	↓ 78.0	634	4,728,554	↑ 105.9
回収	−	98,580	↓ 64.4	−	1,629,168	↓ 86.8

保証実績月別比較グラフ

保証承諾

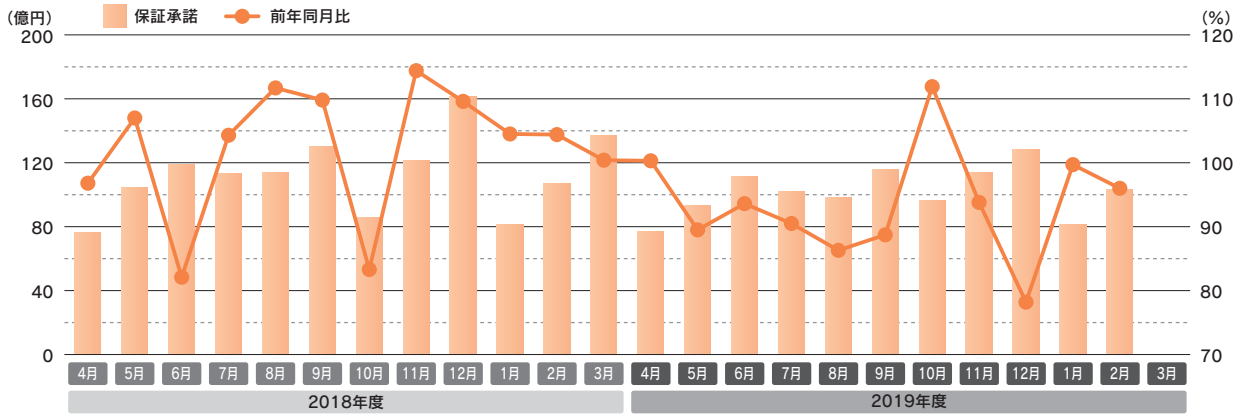

保証債務残高

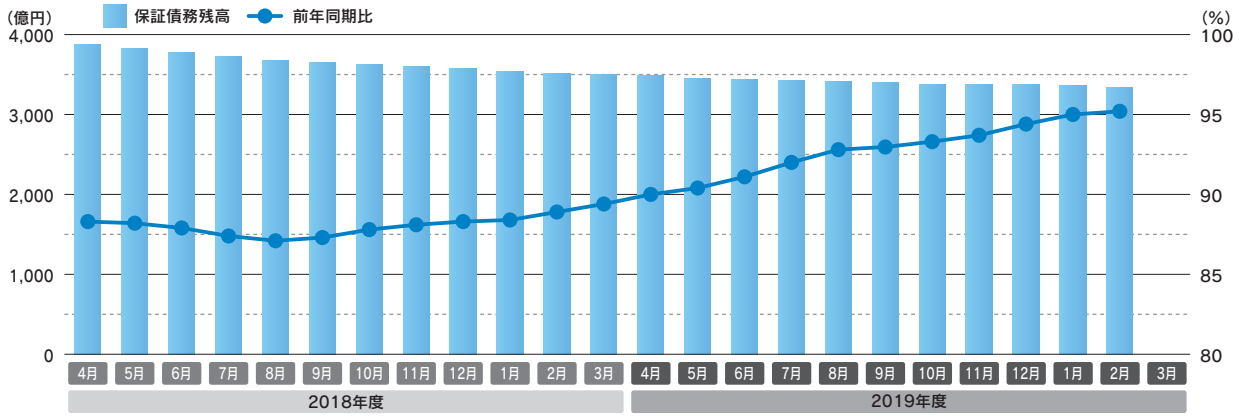

代位弁済

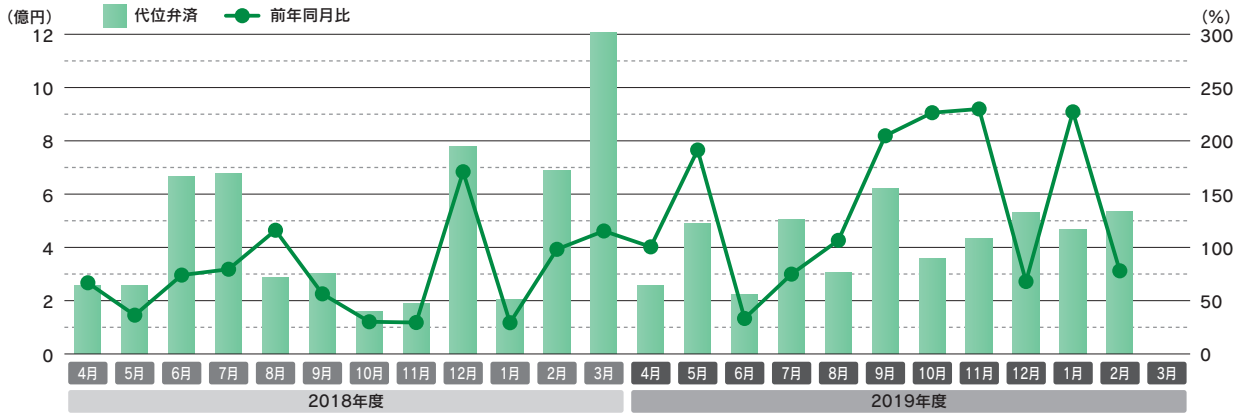

統計資料

（1）業種別保証状況・代位弁済状況

（単位：千円、%）

区分		保証承諾								代位弁済							
		2月				当年度				2月				当年度			
		件数	金額	構成比	前年同月比	件数	金額	構成比	前年同期比	件数	金額	構成比	前年同月比	件数	金額	構成比	前年同期比
製造業	食料品	29	476,177	4.6	103.9	288	4,182,381	3.7	104.0	4	69,416	13.0	8,108.6	15	151,860	3.2	26.5
	繊維品	12	193,000	1.9	71.3	150	2,204,021	2.0	95.6	0	0	0.0	－	40	608,065	12.9	225.3
	木材・木製品	4	44,000	0.4	244.4	40	429,800	0.4	98.8	0	0	0.0	－	0	0	0.0	－
	家具建具	9	38,000	0.4	64.6	118	670,750	0.6	105.7	0	0	0.0	－	1	23,667	0.5	43.7
	紙	2	8,000	0.1	8.3	22	285,424	0.3	85.3	0	0	0.0	－	0	0	0.0	－
	印刷製本	6	126,870	1.2	99.3	113	1,507,683	1.3	96.3	0	0	0.0	皆減	14	119,845	2.5	161.9
	化学	0	0	0.0	皆減	5	39,600	0.0	36.5	0	0	0.0	皆減	0	0	0.0	皆減
	石油・石炭製品	0	0	0.0	－	1	15,500	0.0	31.0	0	0	0.0	－	0	0	0.0	－
	ゴム・プラスチック	11	152,996	1.5	188.7	83	1,307,588	1.2	125.0	0	0	0.0	皆減	1	4,549	0.1	4.0
	皮革	1	3,000	0.0	130.4	5	22,000	0.0	81.8	0	0	0.0	－	0	0	0.0	－
	窯業	6	144,958	1.4	165.0	62	1,079,508	1.0	128.6	0	0	0.0	－	5	44,119	0.9	皆増
	機械	27	292,517	2.8	63.4	325	5,102,497	4.6	84.4	0	0	0.0	－	5	25,650	0.5	88.1
	電気機器	8	187,990	1.8	264.8	82	1,219,168	1.1	133.9	0	0	0.0	－	0	0	0.0	皆減
	輸送用機械器具	0	0	0.0	皆減	42	717,000	0.6	97.5	0	0	0.0	－	0	0	0.0	皆減
	金属	37	354,750	3.4	56.2	452	4,657,301	4.2	88.5	1	2,531	0.5	皆増	18	137,155	2.9	1,152.7
	その他	43	177,500	1.7	58.5	475	3,037,520	2.7	82.3	0	0	0.0	－	14	60,015	1.3	64.8
計		195	2,199,758	21.4	81.1	2,263	26,477,741	23.6	94.5	5	71,947	13.4	80.4	113	1,174,927	24.8	94.1
農林漁業		2	23,000	0.2	178.8	38	308,300	0.3	189.2	0	0	0.0	－	2	25,355	0.5	皆増
鉱業		0	0	0.0	皆減	12	300,300	0.3	127.6	5	90,750	16.9	皆増	5	90,750	1.9	皆増
建設業		318	2,699,064	26.2	90.7	3,683	29,304,052	26.2	92.8	17	83,360	15.6	217.8	135	808,433	17.1	116.0
卸売業		103	1,619,497	15.7	113.6	1,102	16,677,391	14.9	87.2	6	45,491	8.5	42.2	54	499,896	10.6	88.3
小売業		146	1,570,870	15.3	118.0	1,753	14,485,253	12.9	92.0	18	121,962	22.8	39.5	106	691,203	14.6	90.8
飲食業		71	365,498	3.5	71.0	1,012	4,326,102	3.9	89.4	1	3,099	0.6	60.3	95	543,791	11.5	167.0
運送倉庫業		32	370,833	3.6	86.5	293	4,425,553	3.9	94.4	0	0	0.0	皆減	5	116,415	2.5	55.0
サービス業		190	1,237,950	12.0	106.0	2,058	13,717,045	12.2	86.7	13	119,330	22.3	227.4	114	767,521	16.2	130.1
不動産業		17	202,100	2.0	158.5	203	1,869,509	1.7	149.6	0	0	0.0	－	3	4,293	0.1	6.5
その他産業		3	10,200	0.1	52.3	36	151,860	0.1	55.9	0	0	0.0	－	2	5,969	0.1	皆増
合計		1,077	10,298,770	100.0	96.0	12,453	112,043,106	100.0	92.0	65	535,939	100.0	78.0	634	4,728,554	100.0	105.9

（2）金融機関別保証状況、代位弁済状況

保証承諾						金融機関
2月			当年度			
件数	金額	前年同月比	件数	金額	前年同期比	
626	6,784,355	104.0	7,400	74,301,124	91.5	(地銀計)
280	3,348,791	126.7	3,293	33,868,927	93.8	第四銀行
182	2,007,661	96.6	2,049	22,742,953	88.2	北越銀行
137	1,109,043	87.1	1,728	13,802,683	88.0	大光銀行
11	64,160	21.9	180	2,055,651	109.6	八十二銀行
1	5,000	皆増	8	246,700	137.4	北陸銀行
0	0	–	1	15,000	500.0	東邦銀行
0	0	–	4	17,800	89.0	秋田銀行
9	152,000	82.4	103	1,136,110	99.6	きらやか銀行
6	97,700	205.7	34	415,300	108.0	富山第一銀行
4	151,750	38.4	41	1,384,750	74.5	(都銀計)
0	0	皆減	11	346,000	90.4	三菱UFJ銀行
4	151,750	45.3	20	812,750	59.5	三井住友銀行
0	0	皆減	8	182,000	303.3	りそな銀行
0	0	–	0	0	–	埼玉りそな銀行
0	0	–	2	44,000	88.0	みずほ銀行
264	2,023,639	91.6	2,701	18,945,594	96.3	(信金計)
81	561,730	124.3	856	4,660,557	97.4	新潟信用金庫
36	269,360	68.6	321	2,728,081	84.6	長岡信用金庫
40	375,642	55.9	406	4,005,275	92.8	三条信用金庫
36	277,157	133.2	322	2,467,420	106.0	新発田信用金庫
17	154,800	153.0	166	928,109	103.6	柏崎信用金庫
13	90,900	103.5	154	913,840	109.5	村上信用金庫
21	174,650	87.6	230	1,653,573	114.2	上越信用金庫
12	75,500	159.6	152	843,019	95.9	加茂信用金庫
8	43,900	89.8	94	745,720	77.0	新井信用金庫
173	1,166,026	73.4	2,270	16,659,349	90.5	(信組計)
91	669,710	77.9	1,135	8,988,259	85.2	新潟県信用組合
6	16,140	288.2	59	269,046	169.9	三條信用組合
7	22,090	26.8	102	677,777	105.3	糸魚川信用組合
40	334,816	82.6	474	3,541,292	98.5	協栄信用組合
15	84,870	54.6	298	2,199,560	91.9	はばたき信用組合
4	19,200	320.0	24	134,970	67.2	巻信用組合
3	4,500	16.5	42	177,375	69.0	塩沢信用組合
4	8,200	24.7	63	381,070	136.2	興栄信用組合
3	6,500	54.2	73	290,000	88.7	新潟大栄信用組合
0	0	–	0	0	–	横浜幸銀信用組合
4	144,000	1,200.0	20	650,016	123.0	(政府系計)
4	144,000	1,200.0	20	650,016	123.0	商工組合中央金庫
0	0	–	0	0	–	日本政策金融公庫
6	29,000	439.4	21	102,273	139.0	(農協計)
0	0	–	2	28,700	皆増	越後中央農協
0	0	–	0	0	皆減	佐渡農協
0	0	–	0	0	–	にいがた南蒲農協
0	0	–	0	0	–	越後ながおか農協
2	3,000	皆増	2	3,000	51.7	みなみ魚沼農協
3	19,000	287.9	15	54,073	132.4	十日町農協
0	0	–	0	0	皆減	えちご上越農協
0	0	–	0	0	–	新潟県信用農協連合会
0	0	–	0	0	皆減	羽茂農協
0	0	–	0	0	–	新潟市農協
1	7,000	皆増	2	16,500	137.5	北蒲みなみ農協
0	0	–	0	0	皆減	北魚沼農協
1,077	10,298,770	96.0	12,453	112,043,106	92.0	合計

※2019（令和元）年12月９日に「新栄信用組合」と「さくらの街信用組合」が合併し、「はばたき信用組合」となりました。

（単位：千円、%）

保証債務残高（A）				代位弁済（B） 当年度			B－A
件数	金額	構成比	前年同月比	件数	金額	前年同期比	
26,609	**219,686,680**	**65.7**	**93.7**	**381**	**3,242,131**	**104.5**	**1.48**
11,384	95,154,480	28.5	94.3	171	1,485,676	89.1	1.56
7,423	68,226,259	20.4	92.9	120	1,219,775	163.3	1.79
6,548	44,416,285	13.3	94.1	79	436,385	75.7	0.98
701	6,822,847	2.0	90.5	1	415	0.5	0.01
52	529,407	0.2	72.6	4	53,064	皆増	10.02
6	24,874	0.0	100.4	0	0	－	0.00
14	92,468	0.0	98.8	0	0	皆減	0.00
308	2,963,696	0.9	97.3	2	4,388	37.4	0.15
173	1,456,364	0.4	91.6	4	42,428	皆増	2.91
284	**6,090,483**	**1.8**	**92.2**	**2**	**7,918**	**5.4**	**0.13**
54	983,816	0.3	73.2	0	0	皆減	0.00
149	4,139,429	1.2	102.9	2	7,918	7.5	0.19
37	498,418	0.1	124.1	0	0	皆減	0.00
0	0	0.0	0.0	0	0	－	0.00
44	468,819	0.1	56.2	0	0	皆減	0.00
9,663	**56,303,767**	**16.8**	**99.4**	**131**	**716,841**	**116.4**	**1.27**
2,848	12,996,242	3.9	103.0	35	103,244	77.7	0.79
1,171	8,331,239	2.5	99.9	16	39,749	77.1	0.48
1,734	12,982,750	3.9	95.9	34	322,372	132.8	2.48
1,027	6,423,739	1.9	107.3	11	29,437	25.2	0.46
551	2,710,321	0.8	96.7	7	16,707	189.1	0.62
570	2,857,631	0.9	94.6	6	28,045	286.3	0.98
822	5,157,627	1.5	101.1	6	16,868	53.2	0.33
513	2,398,246	0.7	88.4	16	160,418	741.9	6.69
427	2,445,971	0.7	95.7	0	0	－	0.00
8,205	**49,125,099**	**14.7**	**98.1**	**115**	**722,922**	**123.1**	**1.47**
3,887	26,596,354	8.0	98.0	54	435,913	152.0	1.64
289	1,316,245	0.4	89.7	12	62,787	473.4	4.77
346	1,775,381	0.5	98.2	1	1,763	129.1	0.10
1,531	9,419,403	2.8	101.9	12	23,747	12.4	0.25
1,278	6,513,804	1.9	100.8	25	119,092	277.1	1.83
137	576,281	0.2	87.9	0	0	皆減	0.00
228	810,527	0.2	83.1	3	15,166	65.3	1.87
166	796,934	0.2	110.2	2	4,434	皆増	0.56
341	1,285,693	0.4	82.2	6	60,019	323.0	4.67
2	34,478	0.0	72.7	0	0	－	0.00
170	**2,799,615**	**0.8**	**90.9**	**4**	**20,001**	**158.4**	**0.71**
169	2,788,770	0.8	91.0	4	20,001	158.4	0.72
1	10,845	0.0	80.1	0	0	－	0.00
117	**399,788**	**0.1**	**101.6**	**1**	**18,739**	**皆増**	**4.69**
6	35,146	0.0	335.2	0	0	－	0.00
8	29,712	0.0	82.9	0	0	－	0.00
1	1,678	0.0	79.7	0	0	－	0.00
1	6,202	0.0	71.5	0	0	－	0.00
12	39,796	0.0	198.4	0	0	－	0.00
81	246,561	0.1	89.9	1	18,739	皆増	7.60
1	2,388	0.0	34.2	0	0	－	0.00
0	0	0.0	0.0	0	0	－	0.00
2	3,098	0.0	89.7	0	0	－	0.00
1	1,095	0.0	57.6	0	0	－	0.00
2	19,483	0.0	171.4	0	0	－	0.00
2	14,628	0.0	88.5	0	0	－	0.00
45,048	**334,405,431**	**100.0**	**95.2**	**634**	**4,728,554**	**105.9**	**1.41**

（3）市町村別保証状況

（単位：千円、%）

市町村	保証承諾						保証債務残高			
	2月			当年度						
	件数	金額	前年同月比	件数	金額	前年同期比	件数	金額	構成比	前年同月比
市部計	1,045	9,968,790	95.4	12,025	108,319,104	92.1	43,427	322,937,854	96.6	95.2
新潟市	378	3,828,630	116.0	4,361	38,713,390	91.4	15,308	110,387,318	33.0	96.7
長岡市	130	1,087,917	77.4	1,373	12,903,921	83.2	5,099	41,736,907	12.5	93.1
上越市	90	905,854	118.5	890	8,966,208	115.2	3,143	25,280,182	7.6	92.8
三条市	50	602,902	74.7	624	6,608,641	92.9	2,590	20,604,071	6.2	92.3
柏崎市	29	369,346	94.6	409	3,328,532	96.9	1,482	10,023,706	3.0	92.6
新発田市	52	601,850	148.9	605	5,306,561	102.1	1,983	13,978,625	4.2	99.0
小千谷市	13	119,270	115.0	187	1,601,381	69.9	683	5,929,555	1.8	87.9
加茂市	10	189,000	241.2	110	1,049,578	99.6	530	3,266,821	1.0	85.4
十日町市	22	221,600	62.3	365	2,853,266	72.0	1,339	9,459,372	2.8	89.7
見附市	20	152,500	99.7	189	1,596,535	109.4	608	5,019,620	1.5	99.9
村上市	31	255,600	99.3	371	2,704,546	95.8	1,290	8,555,392	2.6	95.6
燕市	55	392,253	46.5	671	5,907,050	88.4	2,327	17,300,232	5.2	98.8
糸魚川市	13	100,090	37.4	201	1,479,289	69.4	787	5,361,808	1.6	96.0
妙高市	9	39,000	21.8	176	2,009,764	113.6	636	4,975,673	1.5	100.3
五泉市	30	318,973	137.8	299	2,519,274	85.7	1,128	8,395,539	2.5	98.8
佐渡市	32	199,257	144.9	340	2,845,386	108.3	1,287	8,051,835	2.4	96.3
阿賀野市	11	82,000	32.5	193	2,089,748	103.5	833	6,768,924	2.0	100.9
魚沼市	24	269,768	247.0	223	1,982,534	80.3	886	6,601,501	2.0	93.7
南魚沼市	31	158,480	45.4	322	3,263,032	107.2	1,060	8,658,346	2.6	93.9
胎内市	15	74,500	131.2	116	590,470	61.1	428	2,582,426	0.8	89.9
町村部計	32	329,980	115.8	428	3,724,001	90.7	1,621	11,467,578	3.4	95.4
聖籠町	5	48,500	36.9	84	751,930	87.5	276	2,209,019	0.7	96.9
弥彦村	3	4,500	33.6	61	437,071	109.1	224	1,328,833	0.4	103.8
田上町	3	53,000	407.7	57	359,886	77.9	234	1,560,532	0.5	89.9
阿賀町	3	42,000	123.5	56	495,820	89.2	214	1,594,214	0.5	98.5
関川村	2	21,800	545.0	16	138,048	141.6	72	397,318	0.1	87.7
粟島浦村	0	0	–	0	0	–	2	7,859	0.0	86.2
出雲崎町	1	7,500	202.7	21	304,450	185.2	72	480,910	0.1	111.8
湯沢町	9	75,180	341.7	67	527,836	55.2	296	1,997,980	0.6	96.5
津南町	4	57,500	98.1	36	477,500	117.7	139	1,327,377	0.4	86.8
刈羽村	2	20,000	416.7	30	231,460	114.2	92	563,536	0.2	91.3
合計	1,077	10,298,770	96.0	12,453	112,043,106	92.0	45,048	334,405,431	100.0	95.2

（4）資金使途別保証承諾状況

（単位：千円、%）

区分	2月				当年度			
	件数	金額	構成比	前年同月比	件数	金額	構成比	前年同期比
運転	695	7,001,719	68.0	94.9	7,869	75,128,782	67.1	92.7
設備	90	518,271	5.0	88.1	1,267	7,830,431	7.0	118.5
運転・設備	292	2,778,780	27.0	100.4	3,317	29,083,893	26.0	85.3
合計	1,077	10,298,770	100.0	96.0	12,453	112,043,106	100.0	92.0

（5）部署別保証状況

（単位：千円、%）

部署	保証承諾						保証債務残高			
	2月			当年度						
	件数	金額	前年同月比	件数	金額	前年同期比	件数	金額	構成比	前年同月比
本店営業部	527	5,273,853	112.8	6,103	53,406,788	92.3	21,534	154,876,634	46.3	97.0
長岡支店	285	2,539,061	85.9	3,223	29,073,445	85.8	11,756	91,798,811	27.5	92.8
県央支店	121	1,241,655	71.0	1,520	14,262,226	90.8	5,905	44,060,488	13.2	94.4
上越支店	112	1,044,944	86.3	1,267	12,455,261	106.6	4,566	35,617,663	10.7	94.2
佐渡支店	32	199,257	144.9	340	2,845,386	108.3	1,287	8,051,835	2.4	96.3
合計	1,077	10,298,770	96.0	12,453	112,043,106	92.0	45,048	334,405,431	100.0	95.2

（注）保証承諾については、保証書発行部署基準となります。

（6）部署別代位弁済状況・回収状況

（単位：千円、%）

部署	代位弁済						回収			
	2月			当年度			2月		当年度	
	件数	金額	前年同月比	件数	金額	前年同期比	金額	前年同月比	金額	前年同期比
本店営業部	35	321,142	63.6	312	2,361,287	112.1	46,370	158.2	833,297	135.0
長岡支店	25	195,532	516.1	170	1,393,824	127.4	25,470	120.8	353,289	81.2
県央支店	3	11,113	7.8	100	745,141	123.6	23,015	179.6	225,696	118.8
上越支店	2	8,153	597.0	34	134,750	21.8	2,953	14.2	201,844	109.4
佐渡支店	0	0	–	18	93,552	209.9	771	99.1	15,043	37.5
合計	65	535,939	78.0	634	4,728,554	105.9	98,580	64.4	1,629,168	86.8

（7）定期・不定期別回収実績

（単位：千円、%）

区分	2月			当年度		
	金額	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同期比
定期回収	32,145	32.6	93.2	389,231	23.9	100.7
不定期回収	66,435	67.4	56.1	1,239,937	76.1	83.2
うち不動産処分による回収	43,456	44.1	48.5	572,143	35.1	87.8
合計	98,580	100.0	64.4	1,629,168	100.0	86.8

「事業承継特別保証制度」について内部説明会を開催しました

新しく創設された「事業承継特別保証制度」に対する職員の認識を高めるため、（一社）全国信用保証協会連合会　業務課　課長　今田　善丈氏を講師にお招きし、内部説明会を令和２年２月７日（金）に開催しました。

事業承継及び経営者保証の現状等について、金融機関の動向を交えながら説明していただきました。

当協会は今まで以上に、中小企業者の事業承継の促進を図ってまいります。

～お車でお越しの方へ～ 新本店事務所の駐車場について

新本店事務所には、専用駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。なお、次の駐車場に限り、30分の無料サービス券をお渡ししますので、職員までお申し出ください。

A タイムズＮＥＸＴ21
新潟市中央区西堀通６－866

B 新潟市西堀地下駐車場
新潟市中央区西堀前通６－893－１

C 東堀パーク600
新潟市中央区東堀通７－1016

発券された駐車券は必ずお持ちください

窓口のご案内

本　店

〒951-8640 新潟市中央区川岸町1丁目47番地1（新潟県中小企業会館内）

- 検査指導室　TEL.025-267-1322　FAX.025-233-6086

企画総務部

- 経営企画課　TEL.025-265-6702　FAX.025-267-7112　E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp
- 総務課　TEL.025-267-1311　FAX.025-267-7112　E-mail:somu@niigata-cgc.or.jp
- 経理課　TEL.025-265-6701　FAX.025-267-7112　E-mail:keiri@niigata-cgc.or.jp
- 本店移転準備室　TEL.025-267-1318　FAX.025-267-7112

本店営業部　E-mail:eigyobu@niigata-cgc.or.jp

- 保証第一課　TEL.025-267-1313　FAX.025-267-2871
- 保証第二課　TEL.025-267-1315　FAX.025-267-2871
- 管理課　TEL.025-265-6705　FAX.025-233-6086

保証推進部　E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp

- 保証総括課　TEL.025-267-1312　FAX.025-267-2425
- 保証審査課　TEL.025-267-1316　FAX.025-267-2425

管理調整部　E-mail:kanri@niigata-cgc.or.jp

- 管理総括課　TEL.025-265-6704　FAX.025-267-7128
- 代位弁済課　TEL.025-265-6729　FAX.025-267-7128

本店分室

〒951-8640 新潟市中央区白山浦1丁目636番地30

- 企画総務部 情報システム課　TEL.025-265-6703　FAX.025-233-6074　E-mail:joho@niigata-cgc.or.jp
- 保証推進部 企業支援課　TEL.025-265-6716　FAX.025-233-6090　E-mail:hosho-g@niigata-cgc.or.jp

担当区域

●保証第一課

新潟市（東区、中央区、南区、西区、西蒲区）

●保証第二課

新潟市（北区、江南区、秋葉区）、新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村

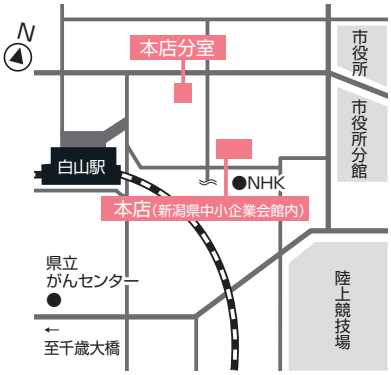

長岡支店

E-mail:nagaoka@niigata-cgc.or.jp

〒940-0062 長岡市大手通2丁目3番地10

- 保証第一課　TEL.0258-35-5714　FAX.0258-35-6341
- 保証第二課　TEL.0258-35-5714　FAX.0258-35-6341
- 管理課　TEL.0258-35-5715　FAX.0258-35-6341

担当区域

●保証第一課

長岡市、見附市

●保証第二課

柏崎市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

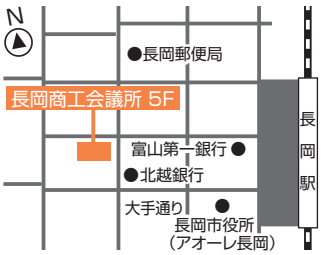

県央支店

E-mail:keno@niigata-cgc.or.jp

〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地（燕三条地場産業振興センターメッセピア2F）

- 保証課　TEL.0256-33-6661　FAX.0256-33-6622
- 管理課　TEL.0256-33-6662　FAX.0256-33-6802

担当区域

三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村

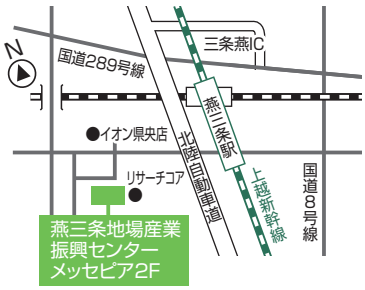

上越支店

E-mail:joetsu@niigata-cgc.or.jp

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号（上越商工会館内）
TEL.025-523-7225　FAX.025-522-2454

担当区域

上越市、糸魚川市、妙高市

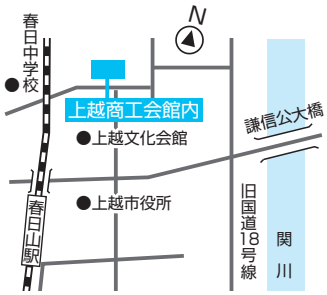

佐渡支店

E-mail:sado@niigata-cgc.or.jp

〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地
（佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2F）
TEL.0259-57-2011　FAX.0259-57-3421

担当区域

佐渡市

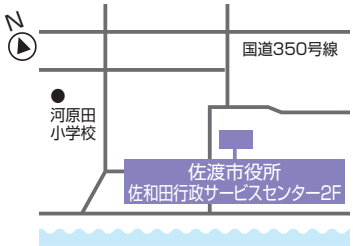

経済産業省

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り
総額1.6兆円規模で徹底的に支援

設備投資・販路開拓
サプライチェーンの毀損等にも対応

経営環境の整備
相談窓口の設置等で経営を下支え

本資料は経済産業省ＨＰ特設ページに掲載しております。
経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネットマガジンの登録 → e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

中小企業庁Twitterのフォロー → @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。

中小企業とともに歩む身近なパートナー

新潟県信用保証協会

〒951-8640
新潟市中央区川岸町1丁目47番地1（新潟県中小企業会館内）
TEL 025-265-6702　FAX 025-267-7112
E-mail：kikaku@niigata-cgc.or.jp
URL http://www.niigata-cgc.or.jp
新潟　信用保証　検　索

保証にいがた2020年（令和2年）4月
発行／新潟県信用保証協会
編集／企画総務部　経営企画課

新潟県 ハッピー・パートナー企業
VEGETABLE OIL INK
UD FONT ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。